



75歳以上の方の お出かけを応援します

高齢者外出支援事業

町では、高齢者の方が元気に安心して、買い物や通院などをしていただけるよう、バス・タクシー利用料金の一部を助成しています。是非ご利用ください。

助成額および有効期限

- ①お一人につき、1冊目は年間1万2000円分を助成券で交付します。
- ②2冊目以降は同様のものを、1万円で販売します。
- ③利用者証および助成券の有効期限は、交付した日から令和3年3月末までです。



対象者

- 町内に住民登録を有する75歳以上の方(昭和21年4月1日以前に生まれた方)

ご利用方法

- ①利用されるご本人が、利用料金のお支払いの際に「利用者証」を乗務員に提示のうえ、助成券をお渡しください。
- ②利用できるバス、タクシーは、下表の事業者です。



■タクシー会社

御坊第一交通	☎22・3366	愛あいケアタクシー	☎20・1090
川上タクシー	☎24・0200	印南交通	☎42・0105
中紀河南タクシー	☎24・1001	南部タクシー	☎0739・72・2133
港タクシー	☎65・3100	介護タクシーふくしん	☎20・5272

■バス会社

御坊南海バス	☎22・1020	中紀バス	☎65・2222
--------	----------	------	----------

下水道の整備ができて、みなさまに使っていただかなければ効果がありません。下水道事業に加入済みで、まだ接続工事をされていないみなさまは早めに工事をされますよう、よろしくお願いします。

なお、接続工事は『日高町排水設備指定工事店』しか施工できません。指定業者の中から工事業者をご自分で選び、ご相談ください。借家やテナントの場合は、貸し主との協議も必要となります。指定工事店は役場HP「日高町排水設備指定工事事業者(一覧表)」(下記QRコード)で紹介しています。



下水道への接続は
お済みでしょうか？



お問い合わせ
☎63・3805

埋蔵文化財包蔵地内における

土木工事等の手続きについて



教育委員会
お知らせ

お問い合わせ
学校教育班 ☎63・2038
生涯学習班 ☎63・3812

住宅建築・工事等をする 場合の事前相談・照会

住宅建築や土木工事等を計画される場合、事前に埋蔵文化財包蔵地に該当するかを和歌山県埋蔵文化財包蔵地所在地図で確認する必要があります。

所在地図は、日高町教育委員会でご覧できるほか、和歌山県のホームページでも公開しています。工事等を円滑に行うためにも、事前の相談、照会ができます。だけ早い時期にお願いします。



埋蔵文化財包蔵地に 該当する場合の手続き

埋蔵文化財包蔵地内に該当する場合、届出者は町教育委員会に工事着工60日前までに所定の届出書（文化財保護法第93条第1項）を2部提出する必要があります。

届出書は、町教育委員会を経由し、県教育委員会に進達され、後日、県教育委員会から事業内容に基づき、次のいずれかの指導が届出者に伝達されます。

この間、工事に着手することはできません。

確認調査

工事に先立ち試掘調査を行います。その結果、遺跡に影響があると判断された場合、届出者と町教育委員会が協議し、施工方法の変更などをお願いすることになります。変更が難しい場合は、記録保存のための本格的な発掘調査を実施することになります。

工事立会

遺跡への影響が軽微である場合や範囲が狭小である場合、町教育委員会及び県教育委員会の担当職員が立ち会い、状況に際しての対応となります。

慎重工事

遺跡への影響が無いと推定された場合、立会や調査は行いませんが、埋蔵文化財包蔵地内であることを認識した上で、慎重に工事を行っていただきます。もし遺物を発見した場合は、直ちに工事を中断し町教育委員会へ連絡をお願いします。



提出書類

1. 埋蔵文化財発掘の届出書（指定の様式）
2. 届出物件の位置図・付近見取図
3. 届出物件の配置図
4. 基礎の掘削状況がわかる図面（基礎伏図・基礎仕様書等）
5. 浄化槽埋設等がある場合はその概要図

※提出部数 2部

閲覧方法

- ・ホームページで閲覧される場合
- 和歌山県教育委員会文化遺産課
- 和歌山県埋蔵文化財包蔵地所在地図

<http://www.pref.wakayama.lg.jp/pref/500700/maizou/maizou.html>

- ・直接閲覧される場合

工事予定地の地図（住宅地図等）をご持参のうえ、日高町教育委員会までお越しください。

詳しくは、日高町教育委員会生涯学習班（☎63・3812）まで。